

日本陸軍の中国における新聞操縦

森田 貴子

はじめに

第一次世界大戦後、ヨーロッパを中心とする国際秩序が解体すると、アジアにおいては、アメリカ、日本、中国が主導権を拡大した。とりわけ、中国に対するアメリカの威信の増大と、中国ナショナリズムの台頭によって、アメリカは中国に対し、経済的、イデオロギー的に主導権を強化していった。⁽¹⁾このような国際秩序の転換期において、世界各国は、新しい外交方針の必要に迫られた。列強は、平時のアジアにおける権益拡大の方法として、文化的な方法、つまり、新聞、雑誌、書籍、講演、活動写真、幻灯、広告、宣伝ビラ、教育、慈善、救貧、施療、宗教伝道、労働慰安といった各種の社会事業によって、自国の政策擁護と他国の排他的宣伝を行いながら、アジアに接近するようになった。⁽²⁾

このような時期に、日本陸軍は、中国において「チャイナ・アドヴ

ァタイザー」を設立して、日刊英字新聞を発行し、通信社を設立して漢字新聞へ記事を配布し、中国における「新聞操縦」を行った。本来、各国メディアの論調調査や新聞・通信社への新聞操縦は、外交を円滑且つ有利に進めるための手段として、外務省の管轄事項であった。陸軍が新聞操縦を行うことは異例の事態であり、一九一九（大正八）年七月、支那駐屯軍司令官宛次官電報報控には、「支那新聞操縦スルコトハ……外交事務ニシテ、軍部カ直接ニ干渉スヘキ問題ニアラサルハ勿論……」⁽³⁾と書かれている。抹消された「外交事務ニシテ」は、陸軍が新聞操縦を「外交事務」であると認識していたことを示している。それにもかかわらず、なぜ、陸軍は中国において新聞操縦を独自に行う必要があったのだろうか。

本稿は、一九一九年以降の中国における、陸軍の新聞操縦について検討することを目的とする。

従来、中国における新聞発行については、中国新聞史の分野から、戈公振氏が中国新聞史を通史的に明らかにした。⁽⁴⁾小関信行氏は五四運

動時期を中心に、外務省の新聞発行への補助金、発行状況、新聞業界の盛衰について明らかにし、中下正治氏は明治以降、日本人が中国で発行した新聞発行数の推移、創刊者の政治的派閥や思想等について明らかにした。⁽⁶⁾大谷正氏は日本の対外宣伝研究の一環として、一八九四年から一九一三年の時期の中国・朝鮮における外務省の新聞操縦について、地域毎の実態を明らかにし、さらに、新聞社への直接補助から通信社への情報提供へ、操作活動の変遷を指摘された。⁽⁷⁾これらの研究では、主に、新聞発行史の通史的観点と、新聞操縦については外務省の活動が取り上げられてきた。そのため、なぜ、中国において新聞操縦が重要であったのか。なぜ、陸軍が独自に新聞操縦を行ったのか、という問題については不明のままであった。一方、政治・外交史の分野では、第一次世界大戦後の日本と中国に関する問題として、パリ講和会議、山東問題、五四運動等について、多くの研究がなされてきた。中国ナショナリズムの高揚は、第一次世界大戦後のアジアの国際関係における重要な問題とされてきたが、日本陸軍の中国ナショナリズムへの対応方法については、十分には明らかにされてこなかった。

本稿では、まず、中国での新聞発行がどのような役割を果たすものと考えられていたか、对中国政策意見書から検討し、諸外国が中国で新聞操縦を行ったことの意味を明らかにする。次に、陸軍が、新聞操縦を必要とした背景と、その実態について、検討を行う。

一 对中国政策意見書における新聞発行

1 寺内内閣成立期の对中国政策意見書における新聞発行

中国における日本の新聞発行は、日本の对中国政策において、どの

ような役割を果たすものと考えられていたか、寺内内閣成立期の对中国政策意見書から検討する。

一九一五（大正四）年一月一日、第二次大隈重信内閣が中国に対し、二一か条要求を提出すると、五月二五日の調印にいたるまでの時期に、日本と中国との関係は悪化し、アメリカの対日不信は強まり、二一か条要求に対する列国の非難は、後の日本外交の負の要因となった。⁽⁸⁾大隈内閣倒閣の真因が、二一か条要求提出に代表される对中国政策の失敗にあったため、一九一六年一〇月九日に寺内正毅内閣が成立すると、对中国政策の刷新が最も重要な課題の一つとなった。寺内内閣の对中国政策に関する最初の閣議決定である一九一七年一月九日までに、对中国政策に関する多数の意見書が作成、提出された。その中で、参謀本部第一部長宇垣一成「对中国政策二関スル私見」（一九一六年一〇月）、⁽⁹⁾大内丑之助「帝国之对支方針私議」（一九一六年一二月）⁽¹⁰⁾は、对中国政策の一環として、新聞経営を取り上げ、具体的な言及を行っている。

宇垣一成「对中国政策二関スル私見」は、日本の对中国政策について、「日支親善」という「陳腐ナル常套辞」、「外交的辞令」を唱導するよりも、「公明正大ニ、吾人ノ要求ト、彼ヲ支援スヘキ程度ヲ、天下ニ声明シ……支那ヲシテ、我真意ノ存スル所ヲ了解セシメ」る方が良いとするものであった。宇垣の述べる对中国政策とは、利害による誘致と威力による強圧をも辞さない強硬な意見であり、中国を日本に依存させる方法として、人口の移植、経済上の発展、文化の普及の三点をあげ、文化の普及の具体的な方法として、教育施設、顧問・教習・技師の派遣、宗教の伝道、社交機関の設立と共に、新聞雑誌の経営を提案した。宇垣の考える新聞経営とは、満洲、直隸、山東、長江沿岸、

福建、広東等に、「支那文ノ新聞或ハ雑誌ヲ刊行シ、内外ノ出来事ヲ紹介」することによって、中国人の「智見ヲ開発」し、同時に、「帝國ノ真意ヲ正当ニ理解、徹底セシムル」ことを目的としていた。

一九一六年一月十九日、内務大臣後藤新平は「対支政策ノ本案」を貴族院・衆議院の各派代表に配布した。この「対支政策ノ本案」は、大隈内閣期の対中国政策を批判すると共に、対中国政策改善の「第一歩」として、「内外人ノ人心ヲ一新」することを急務とした。人心一新の方法の一つとして、後藤は「支那ノ動乱ヲ挑発」する傾向のある「我人ノ言行ヲ戒メ」、「支那浪人」の一時帰国の必要を指摘した。後藤の意見書には、中国における新聞発行についての論及はなかった。だが、この「対支政策ノ本案」作成にあたり、後藤は大内丑之助から「帝国之対支方針私議」を送られ、大内の意見書を別紙参考書として「対支政策ノ本案」に添付し、寺内に提出した。⁽¹²⁾大内丑之助「帝国之対支方針私議」は、日本が注意すべきことの一つとして「支那人ノ悪感ト猜疑トヲ惹起スルノ言論、又ハ所為」を避けることをあげ、中国において党派の分裂に乗じた「新聞紙ノ不謹慎」があることを指摘し、言論取締の必要を述べた。さらに、「支那ニ於ケル我文化ノ普及」の一環として、上海、北京、奉天で「漢字新聞ヲ経営シ、我帝國ノ国是ヲ周知セシムルコト」、上海で「洋字新聞ノ発行ヲ計ルコト」を提案した。

宇垣と大内の意見書に共通することは、新聞発行の目的を、「帝國ノ真意」

「帝國ノ国是」を中国人に「正当ニ」伝える手段としている点である。そのため、対象としている読者は中国人であり、発行されるべき新聞は漢字新聞であった。さらに、後藤と大内の意見書から注目されることは、中国における日本人の言論統制の必要を説いている

ことである。

これらの意見書を踏まえて決定された、一九一七年一月九日の閣議決定「対華政策に関する件」⁽¹³⁾の特徴は、三つの附属文書が附されていることである。附属文書「対支方針大綱決定ニ伴ヒ施設スヘキ細目」⁽¹⁴⁾は、中国において発行されている新聞について、「従来、我新聞ノ不謹慎ナル言論カ、支那人ノ不必要ナル猜疑心ト、不安トヲ挑発シ、諸案件ノ解決ヲ、我ニ不利」にし、一方で、「支那新聞モ、或ハ政府ノ使喚ニヨリ、或ハ感情上ヨリ、無用ノ悪罵ヲ我ニ加ヘ、我人ノ人心ヲ刺激」したことを述べ、「西国新聞記者、並新聞経営者ノ接近」を計ると共に、「両国政府が「相互ニ新聞論調等ノ取締ヲ行」い、「無用ニ、両国ノ人心ヲ刺激スル」記事を慎むよう、言論の取締を提示した。さらに、北京・上海で「本邦関係ノ英字新聞ヲ起スコト」を提示し、その理由として、外交事件が起こると、中国政府が「従来ヨリノ慣用手段」として、「外字新聞ヲ操縦」し、「外国人ノ同情ヲ博」そうとすることを指摘し、日本の対抗手段として、「外国人ニ、又外国人ヲ介シ支那人」に、「我立場ヲ説明」し、誤解のないようにする方法として、「我邦人経営ノ外字新聞ノ発刊」が必要であること、具体的には、北京・上海での英字新聞発行が「絶対必要」であり、「至急其計画ヲ講スル必要」があると強調した。

宇垣、後藤、大内の意見書と閣議決定における、中国での日本の新聞発行の目的は、一つは、日本人発行の新聞と中国人発行の新聞の対立によって、外交上の混乱が引き起こされている事態を踏まえ、日本人に對し、日本の對中国政策・外交上の立場を正当に伝達、説明することにあつた。

このような中国における新聞発行に対する認識の中で、若干、異なる趣旨をもつ意見書が、一九一七年九月に作成された、参謀次長田中義一「対支経営私見」⁽¹⁵⁾である。一九一七年五月一日から六月二十九日まで、中国視察を命じられた田中は、「支那視察の成果と平素の対支抱負を纏め」て、「対支経営私見」を作成し、「各方面に配布」した。⁽¹⁶⁾田中は、対中国政策の経済的側面を強調し、一方で、日本と中国の「経済的提携」の困難を指摘し、企業、航海運の現状を述べると共に、重要な手段として、教育機関、医事機関、社交機関の設立と、新聞雑誌の経営をあげた。中国における新聞経営が必要であると指摘する点は、先の意見書、閣議決定と同様である。田中の意見書が他の意見書、閣議決定と異なる点は、中国で発行されている日本の漢字紙が、「官憲の補助下」にあり、「御用紙としての色彩」が「余りに露骨」であること、「監督の厳酷」さにより中国人読者を「吸収」していないことを批判し、中国における新聞発行について、イギリス人・アメリカ人の経営する英字新聞を取り上げ、「英字を解する多くの支那人読者」を持っていること、イギリス・アメリカ・ドイツは、自ら漢字新聞の経営は行っていないが、資金補助によって漢字新聞を発行し、その資金補助が「隠密の間」に行われ、その報酬として、新聞内容に「厳格なる干渉を行わざること」によって、却って、予想以上の効果を上げていることを報告した点にあった。

2 中国における新聞の特徴

外交刷新の課題を負った寺内内閣成立期の意見書、閣議決定において、中国における新聞発行が対中国政策の一つとして取り上げられた背景には、二つの点が指摘できる。第一には、中国において、新聞が

各国・各派閥の宣伝手段であったことである。時期が遡るが、一九一四年二月、「ペキン・ガゼット」(ドイツ政府系、英語)が、「日本政府ハ……支那政府ニ謝罪スルコトヲ承諾セントスルノ意アリ」との報道を行なうと、この新聞記事は、即刻陸軍に伝えられ、「其ノ真偽如何ハ知ラサレドモ、万一ニモ斯ノ如キ」記事が掲載されては、「今後、日本軍隊ヲ輕蔑シ、我帝國軍ノ威嚴ヲ保持スルコト困難ナリ」と、問題視された。さらに、後藤の意見書に指摘されているように、在中国日本人が、日本の政党と結びつき、対立党派を弾劾する事態も生じていた。一九一七年の、北京からの報告によれば、日本人発行の日本語新聞である『山東新聞』(済南)は、「寺内内閣ノ如キモノカ存在スル事カ不思議千万ナリ」と「傍若無人ノ言ヲ為シ」、「順天時報」(北京)は、外務省から補助金を得ているにもかかわらず、「寺内内閣ノ大々的攻撃」を行っていた。『日支時論』は、「殆ント憲政会ノ機関トナリテ、浜口雄幸・亀井陸良杯ノデタラメ迷論ヲ載セ……兎角、現内閣ノ対支策・支那ノ段政府反対ニ傾」いた記事を載せていた。中国における新聞問題は、中国語新聞・外国語新聞の歪曲記事によって、日中間の外交上の摩擦が引き起こされるだけではなく、日本人発行の新聞・雑誌が日本政府や政策批判を行うため、事態はますます混乱した。だが、この寺内内閣成立期においては、新聞報道によって日本外交が「誤解」されたとはされるものの、外国語新聞の日本批判は、歪曲記事や日本文化の特異性を強調する程度であり、現実的な外交・軍事問題が取り上げられるまでには至っていなかった。

新聞発行が対中国政策の一環として取り上げられる理由の第二は、中国においては、新聞が政策を伝達する手段として有効であったことである。一八三〇年代に、中国でドイツ人宣教師によって発行された

新聞は、キリスト教布教のための手段の一つとして行われ、その内容は、科学や地理学の知識と共にキリスト教についての情報が謙虚に書かれていたものであった。だが一九〇〇年頃になると、中国において諸外国が発行する新聞は、政策や経済を報道するようになっていた。⁽¹⁹⁾

新聞が政策を伝達する有効な手段とみなされた理由には、中国での新聞の発行事情があげられる。中国における新聞の特徴は、「政治的機関新聞」⁽²⁰⁾としての色彩が濃く、政党等から資金を得て、宣伝用に発行されるものであったことである。発行部数は人口に比して少なく、一萬部を超えれば大新聞であり、大部分は一〇〇〇部以下の新聞であった。このような新聞発行の背景には、一つは、中国における識字率の低さがあげられる。非識字者は九五%を占めるとも言われ、そのため新聞購読者数は少なかった。もう一つには、補助金を得て、資金提供者の意向に沿って書かれる新聞は、購読者層を確保し大規模に営業を行わなくとも、新聞の売れると売れざるとにかかわらず、新聞経営者は「其宣伝する本尊より若干の扶持を得」るため、小規模な新聞発行が可能であった。ただし、中国における新聞の特異点として、一般には新聞の購読者数と発行部数はほとんど同一であるが、中国では「朝五仙で売られた新聞は、午後は二仙で転売せられ、翌日一仙で売られ、一枚の新聞は転々十数人の読者をもつこと⁽²¹⁾があり」、発行部数よりも多い読者が存在した。⁽²²⁾

こうした新聞発行の状況からは、三つの問題点があげられる。第一に、新聞は資金を補助している党派の考えは伝えるが、世論を形成するような新聞は発行されないことである。第二に、世界全般の事情に通じ、相当の見識をもち、世論に対し決定的な影響を与えるような記者は育たないことである。第三には、新聞社が小規模であるため、特

派員は存在せず、新聞は発行地域内で、論争、宣伝するにとどまり、広域にわたる世論の形成には役立たないことである。⁽²³⁾このような問題点を持つ新聞発行状況は、諸外国にとつては、新聞社に資金を提供することで、自国の政治・政策・経済・文化の宣伝を、ある地域を対象に戦略的に行うことが可能となり、都合の良い手段であった。さらに、中国人が経営する漢字新聞は、たとえ中国にとつては不利な情報であっても、中国に関する事項を余すことなく伝えようと、外国語新聞をそのまま翻訳し、発行するため⁽²⁴⁾、諸外国が、英字新聞で、自国の政策宣伝を行えば、そのまま中国人へ自国の政策を伝達・宣伝することが可能であった。そのため、旧交通系の失脚後、徐樹錚から補助を得ていた「ペキン・デーリー・ニュース」が、一九二〇年に補助金を得られなくなると、日本の補助を求めたが、一方でアメリカも宣伝機関拡充のため、「ペキン・デーリー・ニュース」買収に乗り出すという事態も生じた。⁽²⁵⁾

以上から、対中国政策改善の課題を負った寺内内閣が、その成立期において、日本の政策・外交上の立場を正當に発信するための手段として、新聞経営に注目したように、中国における新聞発行、特に英字新聞発行は、資金を提供することによって操縦可能な、政策・外交上の立場を伝えることのできる、有効な手段であった。

二 陸軍の中国における新聞発行

1 山東問題と武器供給問題と陸軍の新聞発行

一九一九年一〇月、日本陸軍は天津に、「チャイナ・アドヴァタイザー」を開業し、一九二〇年二月には、通信社である編訳社を開業し

た。なぜ、陸軍が、外務省の管轄事務である新聞操縦を陸軍側でも行つたのか。新聞発行に着手する時期に注目して、検討したい。

陸軍が、天津での新聞発行を決定した時期は、一九一九年三月三日から四月九日の間と推定される。一九〇九（明治四二）年から一九一八年までの時期に、外務省管轄の週刊英字新聞「チャイナ・アドヴァタイザー」を経営していた松村利男は、日刊英字新聞の復活を計画し、天津総領事館領事官補亀井貫一郎の紹介状を持ち、一九一九年三月、東京へ上京した。三月三十一日付、吉沢参事官宛松村書簡によれば、両者は三月三十一日に面会し、外務省は北京での新聞発行計画があることを提示し、松村は外務省の計画に異論はないものの、松村主宰の下で天津で英字新聞を発行することを希望した。一方で、松村は陸軍にも稟議し、四月九日、寺内中佐は幣原次官を訪れ、天津で「陸軍側ニテ」、英字新聞に「資金供給」することを報告し、「外務省側ニ於テ、異存」の有無を伺った。幣原は、「別段異存」のないことを伝えると共に、新聞経営の自立は期待できず、「補助ノ支給カ中絶」すれば「無駄骨ニ終ル」こと、外務省としては、天津よりも北京で新聞発行を行う方が得策であると考えたとの注意を与え、外務省側との連絡を「完全」にし、陸軍と外務省とで辻褄が合わなくならないよう伝えた。松村と外務省参事官との面会と、陸軍の外務省への報告時期から、陸軍が天津での英字新聞の発行を決定したのは、三月三十一日から四月九日の間であると言える。なぜこの時期に、新聞発行が必要と考えられたのだろうか。

一九一八年一月九日、第一次世界大戦休戦条約が調印され、一九一九年一月一八日から、パリ講和会議が開かれた。パリ講和会議における、日本の要求点は、①山東問題、②ドイツ領南洋諸島処分問題、

③人種的差別待遇撤廃問題の三点にあった。この内、山東半島の旧ドイツ権益の継承については、日本は、既に中国との間に取決めを結び、イギリス・フランス・イタリアとの間にも協定が成立し、アメリカとの間にもある程度の諒解があるものと認識していた。だが、一月二七日、第一〇次講和打合せにおいて、日本政府の要求として、ドイツ領膠州湾租借地、山東省におけるドイツの有する鉄道その他の権利の要求説明が行われると、中国全権顧維鈞は、これに対し反駁を行った。

当初の諒解とは異なる発言に日本政府は驚き、二月二日、小幡公使は北京政府外交部に外交総長代理陳籙を訪問し、抗議した。小幡公使外交部訪問が伝わると、外国新聞は、小幡公使が高圧的態度で中国全権委員の発言を禁止し、緘口令を要求したとの、報道をおこなった。北京の英字新聞は、連日数多の通信を上海へ送り、上海外字新聞はこれを掲載し、日本の政策を「誹謗」した。特に、「チャイナ・プレス」、「ミラルド」等ノ米国紙ハ、殊更、支那人ヲ煽動スルノ記事ヲ掲げ、中国における新聞はこれらの記事を転載し、「民国日報、新聞報、新申報、等、最モ、猛烈ニ日本」攻撃を行った。三月三十一日、陸軍大臣田中義一へ上申された、支那駐屯軍司令官金谷範三「在天津支那新聞記者操縦ニ関スル意見書」は、「小幡公使ノ外交部訪問事件ハ、排日外人ノ潤色ニヨリ、一層誇大的ニ訛傳」され、「天津各漢字紙ハ、一斉ニ、日本ニ対スル脱線の攻撃ヲ開始シ」たことを伝え、「排日運動スラ惹起」しそうな状況下で、「日本当局ニ於テハ、其ノ訛伝ナルコトヲ説明スヘキ何等ノ機関」がないため、イギリス人・アメリカ人記者は、ますます「日支離間策ヲ恣」にしていると報告し、新聞記者等を懐柔するための機密費の増額を上申した。

小幡公使外交部訪問事件と共に、この時期には、中国北方派への武

器供給事件も発生していた。大隈内閣期の強圧的対中国政策からの外交方針の転換をはかった寺内内閣は、中国に日本の傀儡政権を作り、北方派の段祺瑞を通じて、中国に勢力を拡大する方法をとった。しかし、日本の援段政策は、南方派や中国民衆の反感を買うと共に、列国の不信を招くこととなった。一九一八年九月二十九日成立した原敬内閣は、さらなる対中国政策の転換をはかり、南北両派の妥協支持、中国内政への不干渉政策をとった。日本の援助を失った段が、同年一〇月、首相を辞任したため、南北和平の機運が生じ、一九一九年二月二〇日には、上海で、南北和平会議が開かれることとなった。

だが、原内閣の中国内政不干渉政策とは裏腹に、一九一九年一月二一日の、日本から国防軍（北方派）への武器供給が明らかになると、南方派は「日本ハ軍資、武器及教官ヲ迄与ヘテ、段一派ノ軍閥ニ兵ヲ練ラシメ」、一方で「和平会議ヲ懲慝」していると、激烈な抗議を行なった。⁽³¹⁾さらに、武器供給問題は、列国に日本を危険視させ、二月二八日には、イギリス公使が北京の小幡公使を突然訪問し、「参戦軍撤廃」についてイギリス本国から訓令があったこと、フランス公使にも同様の訓令があったことを伝えた。⁽³²⁾この報告を東少将は「列強共同シテ、支那ニ対スル日本ノ勢力ヲ排擠」しようとする計画であると受け止め、報告した。⁽³³⁾兵器供給問題に対する、南方派の「不快と不平ノ念」は、排日的新聞記事として連日報道され、イギリス人・アメリカ人記者の煽動的排日記事は、小幡公使外交部訪問事件と北方派への武器供給問題が相俟って、一層、激しくなっていた。これら二つの事件から注目されることは、排日記事が外国人記者によって、外国語新聞に載せられ、中国人の排日思想を煽っていたことである。それに對し日本は、何ら対抗手段を持っていなかった。

陸軍の天津での英字新聞発行決定は、小幡公使外交部訪問事件と北方派への武器供給問題に対する、イギリス人・アメリカ人記者による煽動的排日記事が激化する中で、中国の排日的態度を緩和する必要と、中国人の排日思想を煽る外国語新聞への対抗手段として、新聞発行が決定されたものと考えられる。発行が計画された新聞が「英字」であることは、排日運動の根源が外国語新聞であったことと、新聞発行の目的が、中国人に対するだけでなく、イギリス人・アメリカ人に対する日本の政策方針の説明と反駁のためであったことを示している。山東問題について、四月二二日、第一回首相会議が開かれると、日本は、イギリス・フランス・イタリアによる日本支持の口約の表明によつて、山東問題を強硬に承認させ、五月四日、山東還付を正式に声明するに至った。しかし、強硬な承認は、排日運動を引き起こすこととなった。

五四運動以前の一九〇五年、一九〇八年、一九〇九年にも、対日ボイコット運動はあったが、地域も限定的で日本側に与えた打撃も軽微であった。⁽³⁴⁾だが、五四運動後の七月、支那駐屯軍司令官金谷範三が陸軍大臣田中義一へ宛て提出した上申書には「排日運動發生シテ已ニ約三ヶ月、此ノ間我國ハ実ニ忍ビ難キヲ忍ビ、耐ヘ難キヲ耐ハタリ」と報告されている。五四運動以後の排日運動は、「有力ナル外國ノ後援」を持ち、「巨万ノ運動費ハ、陰謀の企図ヲ有スル在野政治家、或ハ米國側ヨリ供給」され、「英字新聞カ、這次ノ排日運動ヲ口ヲ極メテ賞揚」し、「支那官憲ハ其ノ自由ニ放任」した点において、従来の排日運動・日貨排斥運動とは異なり、排日運動は長期化した。

こうした状況下、陸軍は新聞操縦の準備を開始した。七月二一日、支那駐屯軍司令官から陸軍大臣へ「支那新聞操縦ニ関シテハ、着々実

行ノ準備」が進められているが、「排日運動激烈ニシテ」、陸軍の経費だけでは十分に活動できないと、「当地有力諸会社ヲ説キ、官民一致ノ歩調ヲ以テ、支那新聞ヲ操縦シ、排日運動ヲ緩和スルコトニ努力」⁽³⁶⁾することが提案された。同月二三日付、支那駐屯軍司令官宛次官電報は、新聞操縦について、「陸軍カ主動ノ位置ニ立チ之ヲ促進スルコトハ、支那側ノ迷惑上、返テ不良ナル結果ヲ来ス」として、「裏面ニ於テ十分ノ便宜ヲ与へ、之ヲ補助スル」⁽³⁷⁾ことを伝えた。山東問題と武器供給問題に発した排日記事への対応として着手された新聞発行計画は、排日運動緩和を目的としたものとして開始された。

2 「チャイナ・アドヴァタイザー」の設立

陸軍が経営した「チャイナ・アドヴァタイザー」の実態はどのようなものであったか。

陸軍に先立ち、外務省は、一九〇九（明治四二年）、「北清地方ニ於テ、我利益ノ為メ」、利用可能な英字新聞を所有する必要から、外務省と「密接ノ関係」がある天津のイギリス人が経営する「チャイナ・タイムス」に、月額八〇〇ドルから一〇〇〇ドルの補助金を下付し、同紙の日本及支那欄主任として、天津在留「衆議院議員」松本君平を入社させ、「紙面ヲ改良」を計画した。松本は入社したものの、「チャイナ・タイムス」は、横浜正金銀行からの借入金返済に滞り、一九一〇年二月には、財政難から、廃刊か家主であるドイツ人に買収される可能性が報告される状態であった⁽³⁸⁾。さらに、日露戦後、中国に在留する「英米商人ノ利害ハ、必スシモ、在清日本人ノ利害関係ト一致セス」⁽³⁹⁾むしろ、相反するものであった。そのため、一九〇九年九月二五日、松本は独力で、天津に週刊英字新聞「チャイナ・トリビュン

（大寶報）」を発行するに至った⁽⁴⁰⁾。

「チャイナ・トリビュン」創刊号は、記事が一〇頁、広告が六頁を占め、記事一五項目は、創刊の辞、政治・外交七、経済二、軍事一、社会一、地理一、大連通信一、その他一から構成され、日本と中国に関する政治・外交記事に主眼がおかれていた。年号には西暦と元号が使われ、英字新聞ではあるが、日本との関連は、一見して明らかであった。その後「チャイナ・トリビュン」は、松本の病気による帰朝によって、松村利男（サンタクララ大卒）と森川照太（東京商業学校卒）が編集・経営にあたるようになった。

「チャイナ・トリビュン」は、「帝国政府トノ関係」が「世上ニ知ラレ」⁽⁴¹⁾ており、一九一四（大正三）年五月三日、社説に「北京ニ於ケル排外思想」が掲載されると、実際には、一時的に依頼した「チャイナ・タイムス」の主筆外国人が北京「バックハウス」の情報を敷衍しただけであり、特別な思慮があったわけではなかったにもかかわらず、「La Politique de Pekin」（中国政府機関紙、フランス語）、「Peking Daily News」（アメリカ機関紙）、「Peking Gazette」（ドイツ政府系、英語）は、「日本之機関紙タル「チャイナ・トリビュン」ハ、支那ノ政治ニ対シ、激烈ナル口調ヲ以テ、頗ル不穩当ナル論評ヲナセリ」と、社説が日本政府の中国観であるかのように、一斉に非難した。

この事件から明らかなように、「チャイナ・トリビュン」と日本政府との関連は明白であり、天津総領事館も、「支那ニ於テ、我帝国政府ノ政策ヲ、説明照会スル、惟一ノ英字新聞」⁽⁴²⁾と認識していた。そのため、「チャイナ・トリビュン」が財政難に陥ると、そのまま廃刊しては、従来の出資が無意味になると、一九一四年一〇月、天津領事館は「チャイナ・トリビュン」を「チャイナ・アドヴァタイ

「ザイ」⁽⁴⁴⁾と改題し、発行を許可した。だが、一九一八年三月三十一日、「チャイナ・アドヴァタイザ」も資金難から休刊となった。この一年後、松村が、外務省と陸軍に日刊英字新聞発行の資金援助を依頼したことは、前述の通りである。

陸軍の経営する「チャイナ・アドヴァタイザ」は、天津に置かれた。天津は、「支那有数ノ貿易港ニシテ、且、支那朝野有力ナル人士ノ多数居住スル」⁽⁴⁵⁾場所として、新聞発行によって、各国との情報戦を行なうには有効であった。だが、「支那政局ノ真相ヲ穿ツ」⁽⁴⁶⁾ためには、北京の方がより得策であると思なされていた。外務省は、北京で英字新聞「ヘラルド」の発行を計画し、資金を与え、機械等の準備を整へ、一九一九年一〇月上旬には発行の予定であった。しかし、一〇月二十五日の、陸軍大臣田中義一宛支那駐屯軍司令官南次郎の報告によれば、北京「ヘラルド」発行は遅延していた。発行遅延の理由の一つは、北京では、「公使館区域外ニ外国人ノ新聞ヲ発行」できない規定があったことである。これまで、「京津日日新聞」は「天津ニ発行所ヲ置キ、北京ヲ編輯所トシテ届出ナカラ、北京ニ於テ発行及編輯」をしており、警察總監から「干渉」を受けたが、日本語新聞であることと、読者もほとんど日本人に限られていることから、「黙認」されていた。また、「新支那」も、「発行所ヲ東交民巷（公使館区域内）トシ、實際ハ、東華門外大甜水井胡同ニ於テ発行シ」ていたため、總監は、「今後、外人名義ノ新聞発刊」は「絶対ニ反対シ、許可」しないと表明するようになっていた。もう一つの遅延理由は、「北京在住英人」が、「外交部員ヲ訪」ね、「日本カ英字新聞ヲ発行」することについて、中国当局が「許可ヲ与フルノ意思」があるかを尋ね、「若シ黙認スル場合ニハ、吾人ニモ同様ノ特典ヲ与フルノ言質ヲ与ヘ」るよう要求し、「裏面ニ

表 「チャイナ・アドヴァタイザ」収支（1919年）（単位：銀、ドル）

	10月	%	11月	%	12月	%
収入						
補助金	4,909	90.7	420	10.4	4,100	76.9
広告料	502	9.3	736	18.2	1,115	20.9
借入金	—	—	1,479	36.5	—	—
繰越高	—	—	1,414	34.9	116	2.2
合計	5,411	100.0	4,049	100.0	5,331	100.0
支出						
印刷所費	3,022	55.9	3,197	79.0	2,370	44.4
発行所費	974	18.0	833	20.6	888	16.6
借入金返済	—	—	—	—	1,504	28.2
繰越金	1,414	26.1	19	0.5	570	10.7
合計	5,411	100.0	4,049	100.0	5,331	100.0

出典：「アドバタイザ」収支概況ノ件『大正九年五冊ノ内五密大日記 陸軍省』（防衛研究所図書館所蔵）。

於ケル妨害ヲ試ミ」たためである。新聞操縦に有効な北京での新聞発行は、イギリス人による妨害によっても、困難であった。北京における新聞発行計画が頓挫すると、天津の「チャイナ・アドヴァタイザ」は、より重要性を増すこととなった。

「チャイナ・アドヴァタイザ」は、陸軍からの補助金二万五〇〇〇円によって着手され、九月二十八日創刊された。「チャイナ・アドヴァタイザ」の収入は、表にみるように、補助金、借入金、広告料からなり、広告料は増加しているものの収入の二〇%に過ぎず、大半は

補助金によつていた。松村は、広告料・購読料の募集に努めたが、広告のほとんどが、天津所在の銀行・海運会社をはじめとする日本の企業であった。元来、新聞購読者数が少なく、大部分の中国人にとつて、新聞は無縁であることと、中国では、広告は「店頭のけばけばしい看板や詩的文句」によつて「通行人の眼に訴」⁽⁴⁸⁾える方が効果的であると考えられていたため、中国市場を期待する企業は、新聞広告の宣伝効果を期待しておらず、不況になれば直に広告契約は減少し、新聞経営は、広告料・購読料だけでは成り立たず、補助金に頼ることとなった。そのため、陸軍は「チャイナ・アドヴァタイザー」に対し、常に補助金の出資先を探さねばならなかつた。⁽⁴⁹⁾

「チャイナ・アドヴァタイザー」は、当初三〇〇〇部を印刷し、一月中旬には二四〇〇部を印刷した。⁽⁵⁰⁾ 外国人購読者に、日本の立場を表明することを目的とした新聞であるため、松村は一〇〇〇部ほどの発行を予定していたが、発行部数は予定よりも多く、却つて、印刷費がかかることとなった。

「チャイナ・アドヴァタイザー」創立にあたり、帝国公使、駐屯軍司令官、天津総領事の合議の上で決定した「英字新聞ニ関スル覚書」⁽⁵¹⁾によれば、「チャイナ・アドヴァタイザー」は、外交については、帝国公使、天津総領事の監督を受け（一）、軍事については、駐屯軍司令官の監督を受けた（二）、帝国公使館、天津総領事館、駐屯軍司令部は、差し支えない限り、必要な新聞資料を供給した（四）。「チャイナ・アドヴァタイザー」は、外務省管轄時と同名、同経営者ではあつたが、外務省管轄時と異なる点は、「本新聞ハ、日本官憲ノ機関紙ナルコトヲ絶対ニ表明セサルコト」^(五)と規定されたことであつた。主筆松村は、「チャイナ・アドヴァタイザー」が、「支那ニ於

ケル唯一ノ日本人経営ノ新聞トシテ、其ノ所論カ、外人間ニハ、日本ヲ代表スルカ如ク反響スル」ことに注意し、「極メテ慎重ナル態度ヲ以テ執筆」しながら、日本の将来において、「大ナル關係」をもち、「威信ヲ損シ」、「捏造」、「誤報ノ為、誤解ヲ招ク顧慮アルモノ」に対しては「直ニ之ヲ反駁」⁽⁵²⁾した。九月二八日創刊した「チャイナ・アドヴァタイザー」は、創刊の辞として、「國際間ノ問題ニ対シテハ、曲筆詭弁ヲ弄シテ、日本ヲ弁護スルコトナク、公明正大ニ、腹藏ナキ評論ヲ加ヘ以テ、日本ニ対スル、猜疑誤解ヲ解クヲ得ハ満足ナリ」と述べ、日本人による経営であることは明らかであつた。だが、創業に先立ち北京で開かれた、日本人有力者、新聞記者を招待した、英字新聞披露宴では、松村の挨拶の後、小幡公使、記者団を代表して植崎桂園、『順天時報』の経営者渡辺哲信の挨拶が行われたが、陸軍関係者の挨拶は無く、「チャイナ・アドヴァタイザー」と陸軍との関連は極力秘されていた。

創刊直後の一〇月一日に、「チャイナ・アドヴァタイザー」が、「日本ト山東」と題し、中国が日本の青島返還を疑い、「排日ノ暴挙ニ熱狂」していることは、却つて、返還が遅れること、「米國上院議員カ、何等ノ關係ナキ本問題ニ容喙スルノ不謹慎」を責める記事を掲載すると、アメリカ領事館が後援する「ノース・チャイナ・スター」は、該記事は日本が青島返還を遷延させるものであると早速、反駁した。以後、「チャイナ・アドヴァタイザー」と「ノース・チャイナ・スター」は、悉く論戦を敷くこととなった。

こうした論戦の中で、「チャイナ・アドヴァタイザー」は、陸軍が「供給セル材料ニヨリ速ニ論駁シ」、陸軍が情報提供した「伊國ノ兵器

密輸入」、「朝鮮事情」等に関する他国批判記事を掲載し、排日運動緩和と日本の政策説明、諸外国の活動の暴露と批判を行い、「世人ヲ覚醒セシムル様、着々普伝機関」として活動していった。

3 編訳社の設立

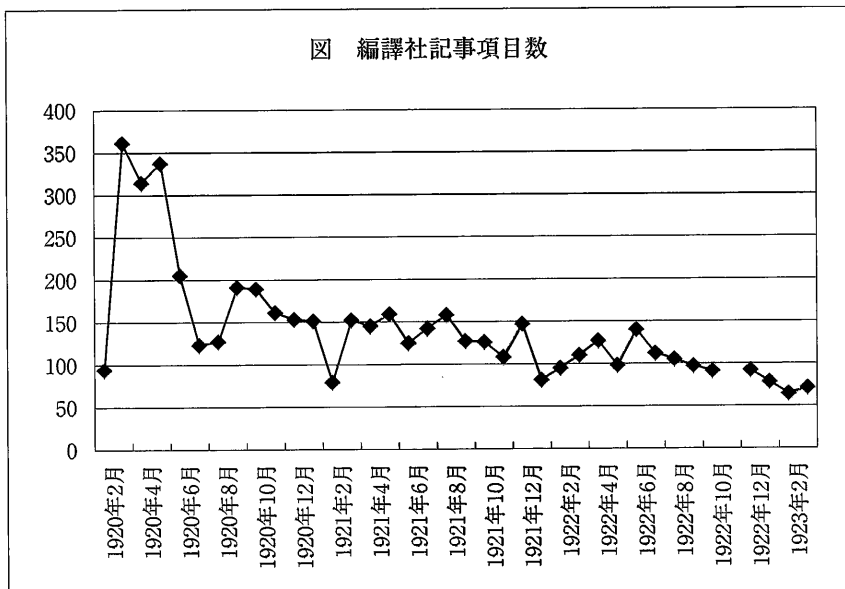
一九二〇（大正九）年二月、支那駐屯軍は、「北支那」における漢字新聞、漢字通信の操縦・宣伝を目的に、通信社である編訳社を天津に創立した。編訳社の仕事は、「通信」の収集、「通信」の配布、中国新聞の操縦であつた。編訳社創設は「外部ニ対シ一切秘密」とされ、天津日本租界内の民家を借り、「日本官憲ニ関係アルコトヲ暴露」⁽⁵⁾しないよう注意された。編訳社の一か月経費は、通常費と新聞操縦費を合わせ、一〇二五円と銀五六九ドルであり、収入はないものの、新聞を直接発行するよりも少額の費用で済み、これらの経費は、支那駐屯軍司令部から出資されていた。

編訳社が、力を注いだ情報は、①「山東問題ニ関スル日本ノ態度ノ闡明」と「立場ノ弁護」、②シベリヤ出兵の「真意義並ニ日本軍ノ態度釈明」、③「ボルセビズムの思想的危険性」と「露国共産社会ノ惨状ノ宣伝」、④「露国過激派政府ノ世界的陰謀」と「日本・支那ニ対スル陰謀ノ指摘及防止」、⑤「華盛頓会議ノ真相詳報」と「同会議ニ対スル日本ノ態度闡明」、⑥「印度ノ現勢」と「民族復興運動ノ真相紹介」、⑦「支那ニ於ケル列強ノ野心」と「英米ノ排日的行動ノ指摘」、⑧「近時支那ノ政変」と「奉直戦時ニ於ケル日本ノ絶対不干渉主義、厳正中立ノ態度宣明」、⑨「北支那旱災」に対する日本官民の救済事業の実況報道、⑩間島事件の真相闡明等、であつた。

編訳社は、天津の漢字新聞の内、親日的な「天津日日新聞」「大公

報」「時間報」「民強報」「北方通信」に、「内密諒解ノ下」に、陸軍關係を中心に情報を供給した。編訳社では、宣伝記事を新聞に掲載させるため、「營業補助ノ意味ヲ以テ」毎月、三四五円から二三〇円ほど

図 編訳社記事項目数



出典：天津編訳社「宣伝機関編訳社ノ概況」1922年11月『本邦通信機関及通信員関係雑誌 通信機関ノ部』（外交史料館所蔵）。

の「新聞用紙」を提供し、「直ニ新聞記事二採録」できるよう、記事
をすべて漢文記事にし、「周到ナル用意ト、巧妙ナル意匠ヲ以テ」編
集した。そのため、新聞社はこぞって転載し、編訳社の通信記事は創
業から九月末日までに、記事総数一七〇七件、頁数三三二二頁、新聞
各紙合計で三五九三件の記事が登載された。⁽⁵⁵⁾ 図は、編訳社創立の一
九二〇年二月から陸軍が記事送付を終了する直前の一九二三年三月ま
でに、編訳社が新聞社に提供した記事件数である。図から、排日運動緩
和への早急な対応が必要とされた創立初期の四か月間の記事件数が特
に多く、その後は、ほぼ継続的に一定量の記事が発信されていたこと
がわかる。

一九二二年一月、「陸軍経費縮小」によって、陸軍から編訳社へ
の経費支出中止が決定すると、外務省へ事業の引き継ぎが依頼された。⁽⁵⁶⁾
事業引継ぎ依頼書には、編訳社の宣伝活動によって、「支那人ノ対日
感情カ、漸次緩和」され、「益世報、京津泰晤士ノ如キ、英米系排日
新聞カ、昔日ノ如ク、歓迎ヲ受」けることがなくなると、編訳社の
成果が記録されている。⁽⁵⁷⁾

おわりに

本稿では、対中国政策意見書にあらわれた、中国における新聞発行
の役割と、諸外国が中国で新聞操縦を行うことの意味を検討し、第一
次世界大戦後に、日本陸軍が中国で行った新聞操縦について検討した。
その結果、以下のことが明らかとなった。

対中国外交の刷新が重要な課題とされた寺内閣成立期において、
中国での新聞発行が注目された背景には、中国新聞や外国語新聞が日

本に関する歪曲記事や捏造記事を掲載し、日本と中国との外交上の摩
擦を引き起こしている問題があった。中国で発行される新聞は、政治
党派から資金を得て、その党派の意向に沿って記事を掲載し、外国語
新聞の記事をすべて翻訳して掲載するという特徴を持っていたため、
諸外国にとっては、資金を提供することによって自国の政策、外交上
の立場、文化を中国人に伝達することが可能な、利用しやすい、有効
な手段であった。

第一次世界大戦の休戦条約が調印されると、列国の批判の矛先は日
本へと向けられるようになった。パリ講和会議開催時期に、小幡公使
外交部訪問事件と北方派への武器供給問題が生じると、中国において、
各国が発行を後援する新聞は、排日記事を盛んに掲載することによっ
て、排日運動を煽動した。こうした状況下で、陸軍は、排日運動の緩
和を目的として、「チャイナ・アドヴィタイザー」と編訳社を設立し
た。陸軍が主導した新聞社と通信社は、陸軍との関連性を極秘にして
活動した点に、従来の外務省管轄下の新聞社とは異なる特徴をもつて
いた。

陸軍の中国での行動が、原内閣下の中国不干渉政策と第一次世界大
戦後の日本を危険視する列強の存在によって制限される中で、陸軍に
よる新聞操縦は、日本の政策・立場を「正当ニ」説明し、他国の批判
に自衛し、また他国の中国接近を牽制する手段として、武力によらず
に、中国人・在中國外国人に対して直接的、継続的に働きかけること
のできる手段であった。陸軍による新聞操縦は、短期間ではあったが、
平時の国際的な緊張状態の中で、陸軍が中国に接近するための、「唯
一ノ武器」であったといえよう。

註

- (1) 三谷太一郎「転換期」(一九一八—一九二二年)の外交指導—原敬及び田中義一を中心として—篠原一・三谷太一郎編『近代日本の政治指導—政治家研究Ⅱ』東京大学出版会、一九八〇年(復刊)。
- (2) ダグラス・R・レイノルズは、外国資本による教育機関、医療施設、新聞等の設立による「文化侵略」が行われた時期であると見た(ダグラス・R・レイノルズ「東亜同文書院とキリスト教ミッション・スクール—半植民地下中国における外国教育機関との比較」ピーター・ドウス・小林英夫編『帝国という幻想—「東亜共栄圏」の思想と現実』青木書店、一九九八年)。
- (3) 「官民一致シテ支那新聞操縦ノ件」『大正八年 四冊ノ内一 密大日記 陸軍省』(防衛研究所図書館所蔵)。
- (4) 戈公振『支那新聞学史』小林保訳、人文閣、一九四三年。
- (5) 小関信行『五四時期のジャーナリズム』同朋社、一九八五年。
- (6) 中下正治『新聞にみる日中関係史—中国の日本人経営紙』研文出版、一九九六年。
- (7) 大谷正「中国および朝鮮における日本外務省の「新聞操縦」—一九九四年—一九一三年」(1)(2)『専修法学論集』第五・五六合併号、第五七号、一九九二年二月・九月。同「新聞操縦」から「対外宣伝」へ—明治・大正期の外務省対中国宣伝活動の変遷—『メディア史研究』五、一九九六年一月。
- (8) 北岡伸一「二一カ条再考—日米外交の相互作用」『年報近代日本研究7日本外交の危機認識』山川出版社、一九八五年、一一九頁。
- (9) 宇垣一成「対支政策ニ関スル私見」大正五年一〇月『宇垣一成文書』リール1・1。
- (10) 大内丑之助「帝国之対支方針私議」『後藤新平文書』一一—一二三。
- (11) 後藤新平「対支政策ノ本案」『後藤新平文書』一一—一三。
- (12) 鶴見裕輔編『後藤新平』第三卷、後藤新平伯爵伝記編纂会、一九三七年、六四九頁。
- (13) 「寺内正毅関係文書」四四三—8。
- (14) 「対支方針大綱決定ニ伴ヒ施設スヘキ細目」『寺内正毅関係文書』四四三—10。
- (15) 田中義一「対支経営私見」一九一七年九月『田中家文書』三三・三四。
- (16) 田中義一伝記刊行会・高倉徹一編『田中義一伝記』上巻、一九五八年、六七五頁。
- (17) 「北京「ガゼット」記事ニ関スル件」『大正三年 四冊ノ内四 密大日記 陸軍省』(防衛研究所図書館所蔵)。
- (18) 一九一七年五月二九日、九月九日付田原禎次郎書簡『寺内正毅関係文書』四四三—17。
- (19) Hartmut Walravens "German Influence on the Press in China" 62 and IFLA General Conference, 1996, 8.
- (20) 「支那に於ける新聞発達小史」『経済資料』第一三卷第三号附録、南満州鉄道株式会社東亜経済調査局、一九二七年、四三頁。
- (21) 同前、四三頁。
- (22) 中国における新聞の小規模経営と、一方で、新聞効果が大きいことについては、一九二四年の支那在勤帝国公使館附武官の報告

も、次のように報告している。「北京ニ於ケル漢字新聞ハ、其ノ数ニ於テ乏シカラザルモ、一般ニ小規模ニシテ資本ノ如キモ、辛フシテ経営スルニ足ルノミ、発行部数ニ至リテハ……僅々五六千部」を「数フルハ二三ニ過キス、従ツテ又読者ノ範圍モ想像シ得ヘシ、然レ共、発行部数ノ多寡ニヨリ未タ遽カニ其効果ノ及フ範圍ヲ臆断スル能ハス、何トナレハ彼等一流ノ筆鋒ヲ以テ天下ニ呼号スルトキハ、巧ニ民心ヲ収攬シ、小新聞ト雖モ、軽々ニ看過スル能ハサルモノアルヲ覚エシムレハナリ」(「北京ニ於ケル言論(漢字新聞)」『大正一三年 五冊ノ内五 密大日記 陸軍省』防衛研究所図書館所蔵)。

(23) 前掲「支那に於ける新聞發達小史」四四～四五頁。

(24) 同前、四六～四七頁。

(25) 「支那英字新聞買収ニ関スル件」『大正一〇年 六冊ノ内六 密大日記 陸軍省』、「北京ニ於ケル外字新聞及外字通信社」『大正一二年 六冊ノ内五 密大日記 陸軍省』(防衛研究所図書館所蔵)。

(26) 一九一九年三月三一日付、吉沢參次官宛松村書簡『新聞雜誌縦関係雜纂 「チャイナ、トリビュウ」改メ「チャイナ、アドヴァタイザ」』第一卷(外交史料館所蔵)。

(27) 「天津ニ於ケル英字新聞経営方ニ関シ寺内中佐來談」『新聞雜誌縦関係雜纂 「チャイナ、トリビュウ」改メ「チャイナ、アドヴァタイザ」』第一卷(外交史料館所蔵)。

(28) 小幡西吉伝記刊行会編『小幡西吉』小幡西吉伝記刊行会、一九五七年、二四七～二四九頁。

(29) 一九一九年二月一〇日發、參謀總長宛松井大佐電報『支那南北

調停一件』第四卷(外交史料館所蔵)。

(30) 「機密費増額ノ件」『大正八年 四冊ノ内四 密大日記 陸軍省』(防衛研究所図書館所蔵)。

(31) 一九一九年二月一一日發、内田外務大臣宛有吉總領事電報『支那南北調停一件』第四卷(外交史料館所蔵)。

(32) 一九一九年二月二八日發、參謀總長宛東少將電報『支那南北調停一件』第四卷(外交史料館所蔵)。

(33) 一九一九年三月一日發、參謀總長宛東少將電報『支那南北調停一件』第四卷(外交史料館所蔵)。

(34) 高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、一九八二年、一〇〇頁。

(35) 支那駐屯軍司令官金谷範三「排日運動ニ関スル件上申」一九一九年七月『大正九年 五冊ノ内五 密大日記 陸軍省』(防衛研究所図書館所蔵)。

(36) 「官民一致シテ支那新聞操縦ノ件」『大正八年 四冊ノ内一 密大日記 陸軍省』(防衛研究所図書館所蔵)。

(37) 同前。

(38) 「チャイナタイムス新聞社財政救助ニ関スル件」一九一〇年二月一八日『新聞雜誌縦関係雜纂 「チャイナ、タイムス」』第一卷(外交史料館所蔵)。

(39) 「英文週刊「チャイナ・トリビュウ」(大寶報ト称ス)ノ現況」『新聞雜誌縦関係雜纂 「チャイナ、トリビュウ」改メ「チャイナ、アドヴァタイザ」』第一卷(外交史料館所蔵)。

(40) 「英字新聞「チャイナトリビュウ」發行之件」一九〇九年九月二八日『新聞雜誌縦関係雜纂 「チャイナ、トリビュウ」

- 改メ「チャイナ、アドヴァタイザー」第一卷（外交史料館所蔵）。
- (41) 「チャイナ・ツリビューン」記事二関スル件」一九一四年五月八日『新聞雜誌操縦縦関係雜纂』「チャイナ、トリビュウン」改メ「チャイナ、アドヴァタイザー」第一卷（外交史料館所蔵）。
- (42) 「チャイナ、トリビュウン」ノ記事二関シ「ポリチック・ド・ペカン」ノ評論二関スル件」一九一四年五月二日『新聞雜誌操縦縦関係雜纂』「チャイナ、トリビュウン」改メ「チャイナ、アドヴァタイザー」第一卷（外交史料館所蔵）。
- (43) 「チャイナ・トリビューン救済二関スル件」一九一四年八月二九日『新聞雜誌操縦縦関係雜纂』「チャイナ、トリビュウン」改メ「チャイナ、アドヴァタイザー」第一卷（外交史料館所蔵）。
- (44) 「チャイナアドバタイザー」發刊ニ関スル件」一九一四年一月九日『新聞雜誌操縦縦関係雜纂』「チャイナ、トリビュウン」改メ「チャイナ、アドヴァタイザー」第一卷（外交史料館所蔵）。
- (45) 「機密費増額ノ件」『大正八年 四冊ノ内四 密大日記 陸軍省』（防衛研究所図書館所蔵）。
- (46) 前掲「天津ニ於ケル英字新聞経営方ニ関シ寺内中佐來談」。
- (47) 「北京「ヘラルド」發刊停頓ノ件報告」『大正八年 四冊ノ内四 密大日記 陸軍省』（防衛研究所図書館所蔵）。
- (48) 前掲「支那に於ける新聞發達小史」四七〜四八頁。
- (49) 松村は、北京帝國公使館、青島守備軍民政部、朝鮮總督府、関東庁へも、補助金の要請を願ひ（「英字新聞社収支状況ノ報告」『大正八年 四冊ノ内四 密大日記 陸軍省』防衛研究所図書館所蔵）、一九二〇年六月一五日には、外務省から「毎月銀千五百弗宛」の補助を得た。
- (50) 「英字新聞社収支状況ノ報告」『大正八年 四冊ノ内四 密大日記 陸軍省』（防衛研究所図書館所蔵）。
- (51) 「英字新聞創立ニ関スル報告」『大正八年 四冊ノ内四 密大日記 陸軍省』（防衛研究所図書館所蔵）。
- (52) 支那駐屯軍司令部「チャイナ・アドヴァタイザー」紙ノ効果」一九一九年一月『新聞雜誌操縦縦関係雜纂』「チャイナ、トリビュウン」改メ「チャイナ、アドヴァタイザー」第一卷（外交史料館所蔵）。
- (53) 「天津編訳社創設ニ関スル件」一九二〇年五月二〇日『本邦通信機関及通信員關係雜纂 通信機関ノ部』（外交史料館所蔵）
- (54) 「編訳社ノ概況」一九二〇年九月三〇日『本邦通信機関及通信員關係雜纂 通信機関ノ部』（外交史料館所蔵）
- (55) 「編訳社事業拡張案」一九二〇年一〇月一〇日、天津編訳社「宣伝機関編訳社ノ概況」一九二二年一月『本邦通信機関及通信員關係雜纂 通信機関ノ部』（外交史料館所蔵）
- (56) 一九二三年四月、陸軍からの宣伝記事の送付は終了した。
- (57) 天津編訳社「宣伝機関編訳社ノ概況」一九二二年一月『本邦通信機関及通信員關係雜纂 通信機関ノ部』（外交史料館所蔵）。
- * 外交史料館所蔵史料については、すべて「アジア歴史資料センター データベース」を利用した。